

令和8年5月1日

依頼者様各位

佐藤誠三税理士事務所
税理士佐藤誠三

当事務所が行う税務代理業務に係る料金について

標記のことについて、令和7年3月30日施行の細則を下記のとおり改定します。
また、この細則は令和8年5月1日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。

記

1 税務代理業務について

- (1) 税務当局に対する法律の定めに基づく申告、申請、請求、不服申立てなど税務調査や処分に対する主張について代理、代行をします。なお、料金は総額(税込金額)です。

2 税務調査への立会業務について

- (1) 税務調査の際、依頼者様と一緒に立会います。また、依頼者様が、税務当局又は税務当局が指定する場所に出頭される際は同行し、同席して質問検査に対する答弁、陳述を行います。
- (2) 業務契約の期間は、次のとおりです。
 - ① 業務開始日は、業務契約を行った日又は着手金の入金日のいずれか遅い日の翌々日とします。
 - ② 業務終了日は、原則として修正申告書等の書類を提出した日又は更正、決定、裁決に関する書類が到着した日の翌々日とします。
- (3) 料金については、別表1のとおりです。なお、料金には、例えば、修正申告書等の税務書類の作成業務が発生した場合、これに係る業務が含まれます。
- (4) 税務調査への立会業務を依頼されない場合であっても、税務調査の事前通知から税務調査終了までの期間において、次のいずれかに該当する相談等については有料にて対応させていただきます。
 - ① 税務調査において指摘されている事項に関するもの
 - ② 税務調査への対応に関するもの
- (5) 不服申立に関する業務、訴訟補佐に関する業務は別途契約とします。

3 訴訟補佐に関する業務について

- (1) 税務訴訟において、弁護士である訴訟代理人の補佐人として裁判所に出頭し、陳述します。
- (2) 提訴から判決まで長期化することがあります。料金につきましては、依頼者様との話し合いで決めさせていただきます。
- (3) 基本契約を締結されていない場合につきましては、弁護士を通じて依頼させていただきます。
- (4) 訴訟補佐に関する業務以外の業務は含まれません。

別表1 税務調査への立会業務に係る料金について

区分		1課税年度あたりの金額	料金の計算
基本料金	個人	36,000円	1課税年度あたりの金額 × 難易度に係る倍率 × 調査対象となる課税年度の数
	個人以外	60,000円	
	上記以外	96,000円	
	加算料金	右記の計算のとおりに	<p>1 当事務所が調査対象となる課税年度の申告書類を作成していない場合</p> <p>【計算式】 上記で計算された料金 × 20.16% × ① / ②</p> <p>① 業務を行っていない課税年度の数 ② 調査対象となる課税年度の数</p> <p>2 調査対象となる課税年度の全期間において、基本契約の空白期間（基本契約を締結していない期間）がある場合（基本契約の旧A型（共通型）を締結していた期間も空白期間とします。）</p> <p>【計算式】 1課税年度あたりの金額 × 難易度に係る倍率 × ③ / 12</p> <p>③ 調査対象となる課税年度の月数のうち、基本契約の空白期間の月数</p>
業務遂行料金	立会料	無料	基本料金に含まれます。